

平成28年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時 平成28年6月15日(水)午後1時30分

2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室

3 出席委員

永松健幹委員長，大庭英次委員，鬼束信安委員，渡口鶴委員，長倉哲夫委員，野崎彌純委員，野々村淑子委員，橋山吉統委員，安河内肇委員，山本裕子委員（委員は五十音順）

4 事務担当者

伊藤雅之事務局長，花井義治首席家庭裁判所調査官，山本幸一次席家庭裁判所調査官，横田和夫次席家庭裁判所調査官，高橋真吾主任家庭裁判所調査官，新田朋子主任家庭裁判所調査官，坂口宜隆総務課長

5 テーマ

家庭裁判所における家庭裁判所調査官の役割と機能について

6 議事概要

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 新任委員自己紹介（大庭委員，鬼束委員，渡口委員，野崎委員）

(4) 協議

ア 説明

「家庭裁判所調査官の役割と機能」について高橋主任家庭裁判所調査官及び新田主任家庭裁判所調査官から説明

イ 児童室（プレイルーム）見学

ウ 意見交換

（以下，発言者は，◎委員長，○委員，◇事務担当で略記する。）

【少年事件について】

○ 家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）は，少年事件について調査，分析し，裁判官に伝える調査活動を主に行っていると思っていた

が、これらに加えて教育的な措置も行っていることを初めて知った。少年事件を担当する家裁調査官は何人いて、1人あたりどのくらいの事件を受け持っているのか。

◇ 福岡家庭裁判所（以下「福岡家裁」という。）の本庁で15人程度である。統計に基づくものではないし波はあるが、1人の家裁調査官が、少年の身柄が拘束されていない、いわゆる在宅事件を10件以上、少年の身柄が拘束されている、いわゆる身柄事件を一、二件程度受け持つようなイメージだと思う。

○ 複数の家裁調査官が対応する案件は多いのか。

◇ 重大事件や複雑な事件は、複数の家裁調査官で対応することもある。組という単位を構成する三、四人の家裁調査官と一緒にケース検討、分析を行うこともある。

○ 家裁調査官は、心理学、教育学、社会学等の知見を生かして調査を行うとのことだが、それらを学生時代から学んでいるのか、裁判所に入ってから研修等で身に付けるのか。

◇ 家庭裁判所調査官補の採用試験は、法律学、心理学、社会学、社会福祉学、教育学等のさまざまな分野の出身者の受験が可能であり、裁判所に採用される段階では、多くは、それぞれの専門分野のみに詳しい状態である。裁判所に採用された後、約2年間の家裁調査官養成課程の期間において、学生時代には学ばなかった分野も学ぶことになる。その後も、実務だけでなく、研修や協議会等のさまざまな機会において、専門知識、技能の維持向上を図っている。

○ 家庭裁判所に所属している医師、看護師が少年の保健指導を行うということだが、医師、看護師とはどのように連携しているのか。

◇ 家裁調査官が調査を進める過程で、例えば、少年に何らかの疾病や障害があるかもしれないと感知した場合等、医学的知見や保健指導が必要だと判断したときは、随時、医師や看護師に相談し、場合によっては直接少年に指導等を行ってもらおう。例えば、大麻、その他禁止薬物の危険性について

て看護師から指導してもらうことが挙げられる。

○ 親がどういう形で子どもと接するかということに加え、親自体も何らかの問題を抱えていることもあり、非行の要因は複合的だと思うが、このような場合にどういった点に留意しているか。

◇ 親が抱える事情も様々だが、家裁調査官の調査に抵抗感がある場合は、糾弾するような調子で話すことは避け、問題状況を一緒に探り、少年の更生という共通の目標を掲げて、信頼関係を築くようにしている。また、貧困家庭である、あるいは、親が病気を抱えているような場合には、医療機関等、その家族にとって必要だと思われる機関に関する情報の提供をするようにしている。

○ 初歩的なことかもしれないが、少年事件における「非行」の定義はどのようなものか。

◎ 少年事件では、犯罪行為に至る前の罪を犯すおそれのある状態を、虞犯（ぐはん）というが、実際に犯罪行為に至った場合と虞犯を合わせて、広く「非行」と呼んでいる。例えば、家出を繰り返す等の虞犯の状態があれば、犯罪行為には至っていなくても、この段階で家裁調査官が調査し、親への働きかけを行って犯罪行為の防止を図ることもある。

再非行防止のために、保護観察所、少年鑑別所等の関係機関とよく連携していくことが大切である。非行の程度が高ければ、これらの保護機関が手を打つことになるが、そこには至らないレベルの少年が再非行を犯さないようにするために様々な教育的措置を行っている」と御理解いただきたい。

○ 例えば、知的な障害を有する少年の場合や、親がそのような状態である場合は、仕事を始め、社会生活上大きな困難があると思われる。家裁調査官の限られた調査期間の中では難しいかもしれないが、少年の障害を認めようとする親への働きかけとして、療育手帳の取得に向けて福祉関係の機関につなげる、といったことが必要ではないか。そういった働きかけを行うことはあるのか。

- ◇ 実際に、少年自身も、親も、少年の障害を認めようとしなかった場合はある。そのような場合は、例えば、療育手帳を取得することによる効果、メリットを丁寧に説明し、福祉関係機関へつなげるよう働きかけたことがある。

【家事事件について】

- 面会交流についてお聞きしたい。核家族化が進み、子の数が少なくなり、母親だけでなく、父親も強く親権や面会交流を求めるなど、子に対する思いが強い親が増えているという印象を持っている。このように、両親とも子に強い愛情を持つ状況の中、家裁調査官は、どのような視点で調査を行っているのか。
- ◇ 確かに、父親が育児に関わるケースが増えてきている。このような事案では、これまでどのように親が関わってきたかを両親それぞれから聴取することが大切ではないかと考えている。また、学校等の関係機関からの客観的な情報も重要である。それだけでは判断が難しい場合は、裁判所で実際に親子の交流場面を設定し、子の反応や親子の関わり合いの程度を観察したりする。
- ◇ 平成27年度の統計で、福岡家裁管内で面会交流事件は613件であり、調停事件全体の1割程度である。東京が1300件台、横浜が700件台、大阪が800件台、名古屋が700件台であることと比べると、人口比でいうと福岡の件数は多いのではないかとと思われる。

親権や面会交流を争う事案では、婚姻中のあつれきもあって調整が難しいことが多い。子の意向とは別に、親自身が自分の課題を消化し切れておらず、争いが深まっている事案もある。
- 親権や面会交流の争いにおいて、子の意向をどのように考えているか。親の権利だからということどこまで行うべきか、その辺りはどうお考えか。
- ◇ 子の年齢にもよる。言語能力がしっかりしてくる15歳程度が一つの節目ではないか。言語能力の点だけが基準となるわけではないが、この年齢以上は子の意向が比較的重視される。

また、小学校低学年の子であれば、言葉でどう言ったかではなく、その言葉が出てきた背景にどういった事情があるかを、親の話や親子の交流場面の観察から得られた情報から総合して見極めることになる。

○ 難しい判断だとは思いますが、その判断に至るまでに、どのくらい回数の調査を行い、どのくらいの時間をかけているのか。人的体制は整っているのか、率直なところをお聞かせ願いたい。

◇ 子への負担も考え、深く話を聞くのは1回が基本だと思っている。ただ、低年齢の子の場合、事前準備として、家庭訪問を行って顔合わせをしたり、裁判所の児童室で遊んでもらった上で話を聞くなど、複数回会うことも多い。

子の集中力の問題もあり、話を聞く時間は長くても60～90分くらいである。低年齢だともう少し短い傾向にある。子だけではなく、いろんな人から話を聞くので、調査に要する時間の合計はかなり長くなる。

人的体制については、今ある人的資源を生かし、できるだけ効果的で質の高い調査を行うように工夫している。

○ 最近、児童虐待事案が増えている。児童相談所、市町村等の関係機関と連携する必要があると考えている。個別の児童虐待事案について、詳しい情報を得るために、家庭裁判所に相談することは可能か。また、家庭裁判所と児童相談所、女性相談所との関わり、連携の現状についてうかがいたい。

◎ 個別の児童虐待事案に関する情報は、基本的に家庭裁判所は持ち合わせていない。

関係機関とは、協議会等で意見、情報の交換を行っている。

なお、児童福祉法28条に規定されているものだが、児童相談所の申立てを契機に、親の同意を得ることなく子を児童養護施設に入れるという制度がある。

○ 児童福祉法28条による場合、まずは児童相談所で、虐待を行っている疑いのある親に働きかけて、乳児院等へ入所させることに関する同意を得

るよう試みることになる。親がこれに同意しない場合に、児童相談所において、裁判所への申立てを検討することになるので、裁判所には初期の情報はやや遅く入らないのが現状である。

- 面会交流に関し、配布資料のリーフレットに、「継続的に交流を保つ」とあるが、どのくらいの期間、交流を保つのか。
- ◇ 基本的には子が20歳になるまでであるが、一般的に、高校生、大学生になれば、子の自由な意思に任せる場面が多いと思われる。
- 未成年の場合、どのくらい継続的に家庭裁判所が関わっているのか。
- ◎ 裁判所が直接関わるという意味では、裁判所の児童室を一、二回利用するくらいではないか。その間、監護親、非監護親と面会交流のやり方等について調整していくことになるが、なかなか調整は難しい現状にある。
- ◇ 継続的に面会交流ができるよう調整し、ある程度道筋が立った時点で家庭裁判所の事件としては終了することになる。ただ、決めたものの、うまく実行できずに再度調停申立てがなされる事案も珍しくない。

面会交流の実施について、当事者同士でうまく調整できない場合は、NPO等により継続的なサポートがなされる場合もある。
- ◎ 当事者間で面会交流に関する任意の合意が得られない事件も多くなっている。子の福祉について、親の理解をいただきたいところであるが、そこに思いが至らない方もおられるのが実情である。そのような親に、どのように働きかけるかが難しいところである。
- F P I C（注：公益社団法人家庭問題情報センター）の利用状況はどうか。
- ◇ そのような第三者機関があることを当事者に紹介し、実際に利用されて、F P I C側が面会交流に立ち会う等の調整をしている場合もあるようである。
- ◇ 面会交流に対する社会の関心は高まってきており、F P I C以外にも、自治体の窓口でも取組を始めている実情にあると聞いている。
- 裁判所の児童室以外で、例えば、屋外で試行的面会交流等を行ったりは

しないのか。

◇ 基本的には裁判所内の保護された区画で行うことになる。かつて、裁判所に児童室が調うまでは、屋外で行うこともあった。

(5) 次回テーマ

家庭裁判所における広報活動について（仮題）

(6) 次回期日

平成28年12月13日（火）午後1時30分